

関西学院大学 研究成果報告

2025年 5月 26日

関西学院大学 学長殿

所属：人間福祉学部
職名：准教授
氏名：林眞帆

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	病院倫理委員会におけるソーシャルワーク機能の明確化
研究実施場所	自宅・研究室・フィールドワーク（大分・宮城・神奈川）
研究期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日（ 12 ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

<p>特別研究期間は、令和5年に採択した基盤研究(C)（一般）「病院倫理委員会におけるソーシャルワークの特質に関する研究」（23K01866）に取り組んだ。具体的には、以下のとおりである。</p> <p><u>1. 病院倫理委員会の現状と医療ソーシャルワーカーへの役割期待の再分析</u></p> <p>令和4年病院倫理委員会（臨床倫理コンサルテーションチーム）の組織運営の実際を把握すること、そこに参画する医療ソーシャルワーカー（以下MSW）への役割期待を明確化することを目的としたアンケート調査（受付番号2023-84）の再分析を実施した。ソーシャルワークの専門性に該当するCase Consultationの領域である16項目にいずれも、臨床倫理コンサルテーションのチーム長の期待を下回る結果となった。①【コンサルテーションチームに患者の心理社会的状況（履歴）を報告する】への期待が93.3%に対して0%、②【臨床倫理コンサルテーションチームに協議を依頼する】への期待は66.7%に対して0%であった。しかしながら、MSWは、①は100%、②は60%の割合で今後関与すべきと答えている。このことから、MSWが期待に反して専門的実践を發揮できない理由について、ミクロ・メゾのレベルでの検証の必要性が明らかになった。さらに、倫理コンサルテーションの依頼項目とMSWの関与についての結果では、いずれの項目にも関与はあった。しかし、今回の調査ではどのように関与しているのかを明らかにすることができなかった。</p>
--

2. 病院倫理委員会におけるソーシャルワーク機能の明確化

研究課題1の結果のなかで、チームリーダーの役割期待とMSWの実践との間に倫理的なケースの発見や医療行為に関する見解を述べる等のメゾレベルの実践に関してMSWの関与が低く、臨床倫理コンサルテーションにおける役割期待に込められていない状況が明らかになった。さらに、倫理的課題にMSWがどのように関与しているのかという課題が残った。このことから、倫理的課題の認識とその構造の明確化を目的に病院倫理委員会に關与しているソーシャルワーカーへのインタビュー調査を実施した。日本臨床倫理学会所属でかつ臨床倫理認定士の資格をもつメンバーがいる医療機関のMSW34名に依頼したところ、4施設から承諾の回答があり、7名のMSW、倫理的課題を認識したと考える実践事例をもとに半構造化インタビューを実施し、データを収集した。現在、分析途中ではあるが、臨床倫理コンサルテーションチームでのMSWの位置づけ(期待と役割)と介入に差が生じることがわかった。さらに、社会福祉の理念や価値から実践の目的を明確化しているMSWほど倫理的課題を認識し実践行為を展開していることを抽出できた。これをもとに、病院倫理委員会ないしは臨床倫理コンサルテーションに關与の高い5人のMSWの実践事例と語りを対象に質的分析データで分析している。

3. MSWの倫理観と形成プロセスの明確化

近年、ACPや患者の意思決定支援の重要性が指摘されるなか、ソーシャルワークへの期待が高まっている。治療やケアに関する意思決定支援は、医療における患者の権利擁護につながる重要な実践である。しかし、高齢であるがゆえに判断能力が不十分とみなされ、本人の意思よりも家族の意思が優先される(林・織原・日和2022)。また、Csikai(2004)は、患者の自律性は、介護者が選択能力と身体的能力を結びつけてしまうことから、自身が選択したことが制限されてしまうと指摘している。このように医療機関内で発生する倫理的課題に対してMSWとして守るべきもの、すなわち倫理観が揺らいでいる状況が見受けられる。ソーシャルワークの倫理は、倫理綱領はもとよりBanks, S. (1995)やReamer, F. G. (1995)等によって整理されている。なかでも、Reamer(1991:138)は、ソーシャルワーカーが直面する問題は、何が倫理的問題なのか、それがどうあるべきかという問いを含むことが多いと指摘する。しかし、個人の自由や自己決定を守ることが相互扶助の義務や、問題を解決する責任よりも重要なのか、そうでないのか、といった選択における最優先事項に悩むワーカーの存在も指摘されている(Holland, T. P.; Kilpatrick, A. C. 1991:140)。これまで、多くの文献は、倫理の重要性を指摘するものであり、ソーシャルワーカーが倫理的課題をどのように定義し、対応し、解決しているのかについては、明確にされていない(Freedbergs, S. 1989:33)。

以上のことから、本研究は、MSWの倫理観とは何か、その倫理観は医療的認識の影響を受けるものかの問いを設定した。そして、MSWへのインタビュー調査(受付番号2022-83)から倫理観とその構造を探索的に明らかにすることを目的とした。調査対象者は、急性期病院で働くMSW1名とした。本研究において、専門職の倫理観を明らかにすることには、価値・知識・技術に加え、ある一定の実践経験が必要であることから三毛(2003)を参考にエキスパートを選定した。分析は、質的研究法SCAT(大谷2019)を用いた。その結果、ストーリーから59の概念と、23の理論記述を抽出した。また、理論記述をBanks(2004:)の「エージェントに焦点づけられた倫理」「コミュニティに基礎づけられた倫理」「関係に基礎づけられた倫理」「『他者』概念に基礎づけられた倫理」の4点を参考に分析した。

その他：ACPの推進における地域支援者の関与に向けた取り組み

報告者は別府市のACP推進事業の委託を受けた大分県別府市北部地区地域包括支援センターに側面的に関わっており、令和4年に地域の高齢・障害・自動に関わる支援者と行政に実施した研修会をもとに、その後の取り組みの成果と振り返りの研修を実施した。当該地域包括支援センターが作成した「暮らしのアセスメントシート」の活用は、利用者の過去と現在をつなぐ情報を得ることができ、終末期医療の意思決定支援に繋がっていた。例えば、がん末期の高齢者を対象とした事例では、過去の暮らしに着目した質問項目から、がん治療の目的が妻のためであるとわかり、医療・福祉の連携のもと意思決定へのアプロ

一子を試みた。その結果、延命治療の時間を妻と過ごす時間の充実へと意思の変化がみられ、医療職とともに合意し、積極的延命治療は行わないという決定となった。また、ACPのみを意識した取り組みではあったがこのシートによってより深く利用者を知る契機となり、生活支援の質の向上という効果もあった。

本期間中、入院や手術などのアクシデントに見舞われ成果物を提出できなかったが引き続き、研究を継続し1,2,3は論文として公表する。

【主な文献】

Banks, S. (2012) *Ethics and Values in social work*, 4th ed, Palgrave Macmillan.

(=石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社.)

Banks, S. (2004) *Ethics, Accountability and the Social Professions*, Palgrave Macmillan.

Boland, K. (2006) Ethical decision-making among hospital social workers, *Journal of Social work Values and Ethics*, 3(1), 64-88.

Freedberg, S. (1989) Self-determination: Historical perspective and effects on current practice, *Social Work*, 34(1), 33-38.

Holland, T.P., Kilpatrick, A. C. (1991) Ethical issues in social Work: Toward a Grounded Theory of Professional Ethics, *Social Work*, 36(2), 138-144.

Reamer, F.G. (1999) *Social work values and ethics*, Columbia University Press. (=秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規.)

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。